身近な製品の危険性を認識しよう!

～製品を安全に長く使用するために～

家庭には、快適で便利な生活をおくるため、家電製品をはじめ様々な生活用具があります。日ごろ安全だと思って使っている製品も、使用方法を間違えたり、点検を怠ったりすると、命にかかわる重大な事故につながることがあります。暖房器具を使用するこれからの季節は特に注意が必要です。

そこで今回は、いつも何気なく使用している製品の安全について考えてみましょう。

ストップ! 誤使用・うっかりミス

身の回りでは、さまざまな製品事故が発生しています。その中には、製品自体に原因はなく、使う側の誤使用や不注意によって起きているケースが大変多く見受けられます。次のポイントに気をつけ、正しい使用を心がけましょう。

<うっかり事故例>

- **ストーブの上に干していた洗濯物が落下して火災**
- **電子レンジでコーヒーを熱し過ぎ、突沸してやけど**
- **カセットコンロを2台並べて使用し爆発**
- **コードやプラグなどから出火**

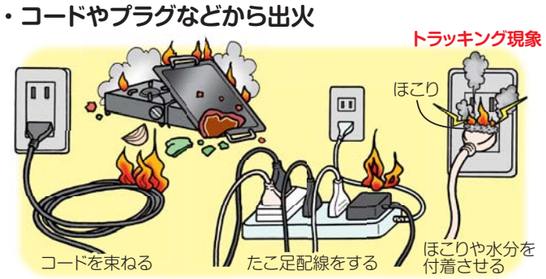

▶ポイント1　取扱説明書は必ず読む!

製品の仕様や部品の用語説明、故障の見分け方など、その商品を使用するための大切な情報が記載されています。使用前には必ず読むように習慣づけましょう。また、危険性を注意・警告するマークの表記があります。マークの意味を知っておくと便利です。

JIS S0101　消費者用警告図記号の例

	一般禁止マーク 製品の取り扱いにおいてその行為を禁止する
	一般注意マーク 製品の取り扱いにおいて注意を喚起する
	一般指示マーク 使用者に対し指示に基づく行為を強制する

▶ポイント2　定期的に点検・掃除をする!

長期間、製品を使っていると、部品などの劣化により事故が発生することがあります。点検や掃除をこまめに実施しましょう。

▶ポイント3　異常・危険を感じたら!

音や臭いなどがいつもと違うと感じたら、すぐに使うのをやめて、メーカーや販売店などに相談しましょう。

▶ポイント4　もし製品事故が起きたら!

発煙・発火・けがなどが生じたら、対処法確認のため消費生活センターにも相談しましょう。相談いただくことにより事故情報を国全体で共有することができ、同様の事故の発生防止にもつながります。

ヒヤリ・ハッとしないために!

消費者が自ら使っている製品に異常がないか、間違った使い方をしていないかに注意を払うことができれば、大半の事故は防げます。そのためには、日ごろから製品事故やリコールの情報にアンテナを張る必要があります。近年、行政から比較的早い段階で製品事故やリコール情報の公表がなされるようになりました。インターネットでもいろいろな情報を得ることができます。

・リコール情報ポータルサイト（消費者庁）
http://www.anzen.go.jp/recall/index.html
経済産業省や消費者庁、国民生活センターなどが提供する製品事故やリコール等の情報サイト一覧を掲載

・事故情報データバンク
（消費者庁・国民生活センター）
http://www.jikojoho.go.jp/

買い替えなどで製品を選ぶ際のポイント

製品を選ぶとき、とかく新機能や値段に惑わされ広告を鵜呑みにしがちですが、長く使い続けるためには、耐久性、安全性、アフターサービスが、大切な要素となります。それには店選び、メーカー選びのほか、製品につけられているマークを確認することも重要です。

消費者の生命・身体に特に危害を及ぼすおそれの高い製品については、国が定める安全基準をクリアしたものに**安全マーク**が付され、この安全マークがないと販売できません。

●消費生活用製品の安全マーク（PSC マーク）

◆特別特定製品（4品目）

乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、ライター

◆特別特定製品以外の特定製品（6品目）

家庭用圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ、石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ

●電気用品の安全マーク（PSE マーク）

◆特定電気用品（115品目）

コンセント、差しこみプラグ、電気便座、電動式おもちゃなど

◆特定電気用品以外の電気用品（339品目）

電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気カーペット、電気ストーブなど

事故を防ぐための制度

小型ガス湯沸器の死亡事故など、製品の長期使用に伴う劣化（経年劣化）を主な原因とする重大な事故が発生しました。これを受け、消費生活用製品安全法が改正され、平成21年4月1日からは長期使用製品安全点検制度・表示制度がスタートしています。

①長期使用製品安全点検制度

対象の特定保守製品（下記 9 品目）の購入時に、販売者（住宅購入の際は工務店や不動産販売者）から、点検制度について説明を受けます。そして必ず**「所有者票」**に必要事項を記載し販売店に渡すか、メーカーに郵送しましょう。また、引っ越したり、中古物件を購入した場合など、所有者情報に変更が生じた時は、早めに登録先に連絡してください。点検時期になるとメーカーより通知が届くので、事故防止のために必ず点検を受けましょう。

対象製品
- ●屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用・LPガス用）
- ●屋内式ガスふろがま（都市ガス用・LPガス用）
- ●石油給湯器　●石油ふろがま　●FF式石油温風暖房器
- ●ビルトイン式電気食器洗機　●浴室用電気乾燥機

②長期使用製品安全表示制度

家電製品で事故件数の多い下記 5 品目について、製造・輸入事業者には**「標準使用期間△△年」**と経年劣化による**「リスクの注意喚起」**の表示が義務づけられています。

対象製品
- ●扇風機　●換気扇　●エアコン　●ブラウン管テレビ
- ●洗濯機（洗濯乾燥機は除く）

表示制度の表示例

⚠	【製造年】20XX年 【設計上の標準使用期間】△△年 設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・ケガ等の事故に至るおそれがあります。

Q ライターの操作レバーが重くなった!?

使い捨てライターを使った子どもの火遊びによる火災の発生が多いため、平成22年12月にライター（使い捨てライター、多目的ライター）が消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定されました。平成23年9月27日からは子どもが簡単に操作できない対策（チャイルドレジスタンス機能）を施した、PSCマークの付いたライター以外は販売ができなくなりました。

ライターは必ず使い切るかガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。目黒区では別の袋に入れ「危険」と表示し「燃やさないごみ」に出してください。

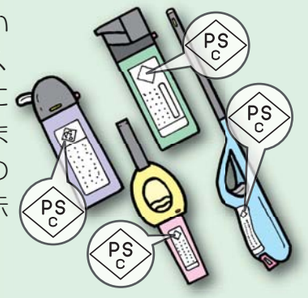

参考
- 消費生活用製品安全法・ライター規制について（経済産業省）
http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm
- ライターのガス抜きの方法（㈳日本喫煙具協会）
http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html